

会 務 月 報

第368号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成25年9月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成25年9月3日（火）13:35～16:20
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数 14名、定足数8名、出席者数13名
4. 出席者の氏名

会 長	三栖邦博
副 会 長	八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、 田端 隆、西村 武
専務理事	高津充良
常任理事	泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、富岡 学、 宮原克平
事 務 局	北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、 鈴木雅之業務課長、千浜民子企画調整担当課 長、市川貴之教育・情報担当課長、吉田茂調査 役
欠 席 者	朝岡市郎常任理事
5. 議 長
三栖会長から議長について諮り、原案のとおり、大内達史副
会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
三栖邦博会長、大内達史副会長
7. 議 事
 - (1) 協議事項
 - 1) 平成26年度第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の
実施会場等について

事務局より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

財政検討特別委員会での検討結果報告（平成24年11月29日理事会承認）を踏まえ、平成26年度全国大会（東京開催）の参加費、人数及び会場等を調査検討した。

①大会参加費と参加人数の設定について

平成26年度より、地方開催と同様、式典とパーティの参加費を分けることで、大会参加費の適正化を図り、全国大会の収支を改善させる。従来の式典とパーティ合わせて12,000円を、式典4,000円、パーティ12,000円とする。大会式典参加人数は、前回、平成24年度の単位会参加750名余の80%、600名に来賓50名を追加し650名、パーティ参加人数は、同単位会参加750名余の40%、300名に来賓100名を追加し400名程度とする。

②全国大会会場選定について

上記①の想定参加人数と過去の実施会場の面積等を勘案した結果、大会式典は1,000㎡程度の会場、パーティは800㎡～1,000㎡程度の会場が必要である。また、立地は、全国から集まりやすい東京一品川・東京一四ツ谷沿線の範囲内で、式典会場とパーティ会場は同一施設内または近接しており、予約が可能であること。さらに、経費、運営等では、できるだけ昨年よりも会場費等が安価で、建築賞パネル展示のスペースがあり、照明・音響操作、舞台運営等の施設スタッフが整っていることを条件に会場を比較検討した。

以上の条件を満たす会場は、帝国ホテルとグランドプリンスホテル新高輪（国際館パミール）の2会場であり、会場費及び料飲費の見積額では、資料のとおり帝国ホテルがグランドプリンスホテル新高輪に比べ、低額と見込まれている。なお、両会場とも平成26年10月3日（金）で仮予約済みである。

協議の結果、実施日及び会場は、平成26年10月3日、帝国ホテルとするが、単位会では、式典とパーティ参加者が同数でセットの方が参加しやすいとの意見があることから、具体的な参加人数等については、今後設置される全国大会実行特別委員会で検討していくこととし、この方針を9月通常理事会に提案することを決めた。

2) 9月通常理事会の議題等について

事務局より、資料2によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料2を9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料3によって次の趣旨の概要報告がなされた。

7月16日の第7回建築基準制度部会に向けて、6月20日付でJIA、日建連、士会連合会及び日事連の四会の委員連名で「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」についての共同意見書を提出した。その内容は、①構造適判に関する事前相談の推進、②構造適判機関の指定の合理化、③構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度、④構造適判の対象建築物の見直し、⑤確認済証等が失効した具体的な事例の提示要望、⑥改修設計の建築士関与の義務化についてである。また、同制度部会では、構造計算適合性判定機関等へのヒアリング、木造建築関連基準等へのあり方が協議され、今後の検討の方向性などが示された。

今後の建築基準制度部会は、第8回を10月2日、第9回を10月28日に開催し、今後の建築基準制度のあり方(案)について意見交換し、年内を目途に「今後の建築基準制度のあり方について(第二次報告)」をとりまとめる予定と聞いている。

2) (仮称) 建築士事務所法の取組状況について

会長、八島副会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法の6月19日の常任理事会報告以後の状況について、資料4によって次の趣旨の概要報告がなされた。

日本建築士会連合会(士会連)及びJIAとの三会意見交換会を次のとおり開催した。7月2日の第4回意見交換会では、賠償責任保険加入等の努力義務、建築士事務所協会への入会等及び建築士事務所の業務に関する紛争審査会の設置について意見交換を行い、賠償責任保険については3会で勉強会を設置して整理していくこととした。8月2日の第5回意見交換会では、士会連が提案する建築士法改正及びJIAの第1回から第4回

の三会意見交換会に対する意見がそれぞれ説明され、意見交換を行った。士会連の提案は、携帯型免許証明書への切り替えとその更新制、インターネットによる建築士の検索、建築士定期講習の再構築及び建築士の受験資格要件の緩和等である。JIAは、設計等の業を行うに当たり建築士事務所登録をすること、書面による契約及び一括再委託の禁止の拡充には賛成だが、不当な要求の禁止、不当に低い報酬による契約の禁止及び建築士事務所の名称等の制限は法制度化になじまないとの意見である。また、団体への当然加入については、設計3会のフェデレーションを作り、3会のいずれかに加入する方法等が考えられるとのことである。次回9月4日にこれまでの検討の取りまとめを行い、第7回を9月25日に開催する予定である。また、法律制定には、日事連単独ではなく設計界の共通した要望であることが望ましいとの見解が議員連盟から示されている。

3) 構造設計Q&A小委員会の設置について

事務局より、資料5によって次の趣旨の報告がなされた。

2005年の「建築基準法改正に基づく構造設計Q&A集」発行後、2007年の建築基準法改正による建築基準関係規定の厳格化とともに、構造計算適合性判定制度が導入され、設計者は設計業務に加えて、審査の質疑対応に多大の労力と時間を費やされ、審査の円滑化が切望されている。

今般、2007年版「建築物の構造関係技術基準解説書」(通称「黄色本」。国土交通省・国土技術政策総合研究所・建築研究所・日本建築行政会議監修。以下「解説書」とする)の改訂を契機に、「建築基準法改正に基づく構造設計Q&A集」を新たな法改正に基づいて見直し、実務を行う場合には、「解説書」による法令等の解説だけでは不十分であることから、設計上の補完すべき事項のQ&Aを追加し、建築主事等と設計者との質疑の円滑化を目指すこととした。

そこで、構造技術専門委員会のもとに構造設計Q&A小委員会を設置し、検討作業・原稿作成作業を行うこととした。作業体制は、2005年版作成時に倣い、東京部会と大阪部会に分かれて作業を行う。原稿完成は12月末、改訂版の完成は平成26年3月末を目指し、改訂版完成後に講習会を実施する予定

である。

4) 既存住宅インスペクション・ガイドラインを踏まえた今後の展開について

専務理事より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

- ①国土交通省では、6月に示した既存住宅インスペクション・ガイドラインの方針により、今後作られるインスペクション検査人登録制度と日事連及び住宅金融支援機構が手掛ける「フラット35（中古住宅）に係る適合証明技術者」の2つの制度を合わせて実施することを検討している。宅建業者以外の個人間売買用保険は、瑕疵担保保険を義務付けていないが、代わって検査事業者（検査機関）が現況検査を実施し、買主の損害に対する保証責任を負い、保険法人が保険を引き受けている。今後、個人間売買用保険は、従来の検査事業者が行う検査・保証の制度を残しながら、現況検査を行うためのインスペクション検査人として登録した建築士事務所が、検査事業者として直接売買契約の対象の住宅を検査し、保証書も買主へ渡せるような制度とするようである。

現状の「既存住宅売買瑕疵保険における現況検査を行う登録事業者」は、保険法人の審査を受けて同法人から登録証が交付されている。一方「フラット35（中古住宅）に係る適合証明技術者」は、講習の受講のみで登録証を交付されている。新しい制度によるインスペクション検査人登録は、講習を義務化して保険法人が受講者に登録証を交付する予定である。今後、適合証明技術者の登録で行う講習とインスペクション検査人登録制度で行われる講習をできるだけ同じ内容のものとし、来年度以降、それぞれ2つの講習を整合させ、適合証明技術者の登録受付時にインスペクション検査人の登録もできるよう、国土交通省住宅生産課、（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会、日事連及び住宅金融支援機構において検討を行っている。

なお、先行して国土交通省住宅生産課及び（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会では、試行的に今年11～12月にかけて主要都市でインスペクション検査人登録制度の講習を開催する予定である。

- ②国土交通省は、耐震性などを満たした新築住宅を「長期優良住宅」と認定する制度を平成21年度から設けている。これは、認定を受ければ、固定資産税の軽減期間が長くなり、木造であれば国が補助するものである。新築住宅の需要が減少する中で、国のストック重視の住宅政策への転換（住生活基本法の制定）に伴い、平成26年度から既存住宅にも認定を広げ、リフォームして耐震や省エネ等の性能を高めた既存住宅に「長期優良住宅」として認定していくこととしている。既存の長期優良住宅を認定していくには、現在、増改築に係る基準がないため、国が「既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化に係る検討会」を設置し、検討を開始したところである。日事連からは業務・技術委員会の荻原幸雄委員（千葉会）を検討会に委員として派遣している。

- ③上記①、②の検討状況等、国の住宅政策として既存住宅に対する施策が強化される動きに対して、機動的に検討できるようにするため、業務・技術委員会のもとにワーキンググループを設置する方向で検討したい。

5) 耐震改修促進法一部改正の施行に向けた取り組みについて

専務理事より、資料7によって次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省住宅局より、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案」及び「同法律の一部を改正する法律の関連告示案」に関するパブリックコメントの募集が、それぞれ9月17日及び9月22日迄実施されている。

改正法では、病院、店舗、旅館等床面積5,000㎡以上の大規模建築物の所有者には、耐震診断を義務付ける。政令案では、耐震診断義務の対象を昭和56年5月以前の旧耐震診断基準で建てられたもので、病院、体育館、幼稚園、小学校等用途に応じ規模を定めた。省令案では、耐震診断の品質を確保するため、診断実施者を国の登録耐震診断資格者講習を経て、国土交通大臣の認定を受けた建築士等の有資格者に限定し、所管行政庁は耐震診断結果をインターネットで公表するとした。

告示案では、法に基づく指導等の実施の他、相談体制の整備及び情報提供の充実を掲げ、耐震改修支援センター等と連携し

相談体制の構築並びに診断実施者の名簿や診断・改修費用の判断材料となる事例集も作成し、ホームページ等で公表するとした。

この相談体制の構築に関し、先般、(一財)日本建築防災協会より、全国に耐震診断・耐震改修相談窓口を単位会に設置してほしいとの協力依頼が日事連宛なされた。詳細は、今後調整する。

6) 会員・構成員異動報告

平成25年5月末、6月末及び7月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料8のとおり。

平成25年5月31日現在 正会員46団体

構成員14,947事務所、賛助会員3社

平成25年6月30日現在 正会員46団体

構成員14,933事務所、賛助会員3社

平成25年7月31日現在 正会員46団体

構成員14,941事務所、賛助会員3社

7) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料9により報告がなされた。

8) 耐震診断調査の偽装について

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

先般、茨城県の小学校の耐震工事で、市から耐震診断調査を請け負った事務所が、実際には調査していないのに架空の診断書と第三者機関の証明書類を偽造していたとの新聞報道がなされた。

3校受注し、1校は実際に診断したが、2校は診断に必要な構造計算をせずに調査報告書及び県建築センターの判定書を偽造し、市に提出していたものである。同事務所は茨城会の会員であったが、新聞報道がなされる前に退会届を提出し理事会で退会を認められていた。この事案は、社会的に許されないことであり、また、自律的な監督体制の強化を標榜する本会としては看過できない問題である。

協議の結果、近日中に会長及び対応可能な副会長で茨城会会長へ事実確認を行い、単位会へは再発防止の注意喚起の文書を出すこととした。

9) 経過報告について、事務局より資料10により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成26年度第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施会場等について

資料2：平成25年9月通常理事会開催通知

資料3：社会資本整備審議会建築分科会第7回建築基準制度部会資料

資料4：「(仮称)建築士事務所法」に関する取組状況について他

資料5：「建築基準法改正に基づく構造設計Q&A集」の改訂版の作成作業にかかる構造設計Q&A小委員会の設置について

資料6：既存住宅インスペクション・ガイドラインを踏まえた今後の展開について

資料7：建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案について(概要)他

資料8：会員・構成員異動報告書

資料9：後援・協賛名義使用の件

資料10：経過報告

資料11：耐震診断調査偽装新聞記事

■第6回基本問題検討特別委員会議事概要

日時 平成25年9月17日(火) 9:30~13:00

(特別委員は10:30から出席)

会場 日事連会議室

出席者 委員長：三栖邦博 副委員長：八島英孝

委員：岡本 賢、北 泰幸、佐々木宏幸、宮原浩輔、高津充良
(欠席 泉谷良宏)

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久、富田 裕

(特別委員は議事3から出席)

事務局：北野、前田、吉田、鈴木、千浜

<配付資料>

第5回基本問題検討特別委員会議事概要(案)

資料1：「効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方」に関する追加意見

資料2-1：小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款・同契約書式の最終案の確定について

資料2-2：民間（旧四会）連合協定 工事請負契約約款委員会作成の「小規模建築物・設計施工一括用工事請負等契約約款・同契約書式」の送付及び事前確認のお願いについて

資料2-3：小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款同契約書式についての法的見解（意見書）

資料3-1：「（仮称）建築士事務所法」の検討状況について

資料3-2：建築三会意見交換会共同意見のとりまとめのイメージ（案）9/9案

議 事

1. 社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について

○社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について、宮原委員より資料1に基づき報告がなされた。おもな概要は以下のとおり。

・資料1は四会で提出した意見であり、前回、四会で提出した意見に日建連が独自で提出していた意見を追加して修文したものである。日事連としては、適合性判定は設計の根幹をなすものであることを付け加えた。

○次のような補足説明と意見が出された。

・日事連では意見1と意見5について修文を行った。JIAからの意見で意見5に小規模建築物の線引きの一例が示されたが、何を根拠としているかがあいまいな点もある。

2. 小規模建築物・設計施工一括用契約約款・同契約書式（民間連合協定工事請負契約約款委員会作成発行）への対応について

○資料2-1～2-3により民間連合協定工事請負契約約款委員会より小規模建築物・設計施工一括契約約款・同契約書式の最終案が送付され、団体として発行に賛同か否かの回答を求められている旨、事務局より説明された。賛成すると設計施工一括契約約款・同契約書式に日事連の名前が掲載され

るといことである。資料2-1は民間連合協定工事請負契約約款委員会からの依頼文と契約約款、契約書式の最終案、資料2-2は小規模建築物・設計施工一括契約約款・同契約書式のおもな問題点を事務局でまとめた資料、資料2-3は秋野委員に事務所法との関係も含めて法的見解を示していただいた資料である。

○次のような意見交換を行った。

・約款・契約書式には設計側からみると不足の部分も多いが、0点よりは20点、30点の方がいいという考え方のようである。

・JIAが賛成するとは思えない。

・設計が明確にうたわれている点は評価できるが。

・設計の中身がはっきりしない。設計者にはふれていない。契約責任はあるが設計は外注の設計事務所に丸投げできる。

・設計合意書に「約款にもとづき」というような文言がない。トラブルの原因になりやすい。報酬額も書いてない。設計合意書は問題がありそうである。

・いろいろ問題があるので賛同できかねるとしたいが、公表されたときになぜ日事連の名前が入っていないのかと問われる可能性がある。

・四会の建築設計・監理等業務委託契約書類の検討会がスタートしている。今回は賛同しないが検討会で協議していくことも考えられる。

・今の段階では日事連の名前は載らない方がいい。

○検討の結果、問題点を指摘して、賛同できない旨を回答することとした。

3. （仮）建築士事務所法の推進の協議等について

○資料3-1により三栖委員長、八島副委員長より（仮称）建築士事務所法の検討状況、三会意見交換会での意見交換状況が説明され、団体への加入、士法改正か新法かなどでまだ議論が必要な旨が説明された。また高津委員より資料3-2により三会共同提案（案）（9/9案）の修文案（9/17案）が示された。

○三会共同提案（案）（9/17案）について次のような意見

交換を行った。

【基本スタンスについて】

- ・ 建築主の責務ということを入れるか。
- ・ 反対があるようであるならばなくてもいいのではないか。
- ・ 基本スタンスにすべてのことを書かなくてもいいのでは。建築士事務所の役割を明確にするということが書いてあればいい。士会連からの提案もあるので建築士のことも入るようになるのでは。
- ・ 4行目の「建築士個人」の「個人」はなくていいのではないか。→「個人」は削除することとした。

【現状認識について】

- ・ 契約責任が十分認識されていないことがはっきりすればいい。
- ・ 「契約責任が明確になっていないために」という文言を最高裁の前に付けてはどうか。
- ・ 「設計監理業における責任の所在が不明確であるので明確にしたい」というようにしては。
- ・ 消費者保護という視点を入れた方がいい。
- ・ さまざまな問題は具体的に書いた方がいい。
- ・ 「・これまでの法制度～」はとってしまった方がいいか。→残した方がいい。

【5. 建築士事務所の管理について】

- ・ 技術的総括事項の4項目を入れると膨大になってしまう。4項目の記述は必要か。
- ・ これがないと技術的総括事項とは何かということになってしまう。
- ・ ここには書かずに手持ち資料として持つことにする。

【7. 設計・工事監理の業に関する消費者保護】

- ・ いずれかの団体へ入会するという事はありえない。事務所は事務所協会へ、建築士は建築士関係団体への入会とすべきである。
- ・ 「ADR機関等を利用できる仕組」とは具体的にどのようなことなのか。法律で仕組を整備できるのか。
- ・ 品確法の住宅紛争処理支援センターのような仕組を作ることを想定している。

【8. 建築士資格の情報開示等】

- ・ 名簿のインターネットでの開示は法制論なのか。
- ・ 資格者の名簿の開示には問題がある。一部の講習を受けた人だけが開示されることになり、建築士を差別することになる。1つの資格の中で新たな差別をつくってしまう。士法の中だけでは限界がある。
- ・ 免許の更新は理由がないとできない。危険を伴う業務などの場合などが更新制であるが建築士はそういう資格なのか。1度資格をとったら終身の資格なのではないか。
- ・ 資格の更新ではなく、免許証明書の更新という主張である。
- ・ 誤解を受ける制度である。大学の先生など検索したら出てこないということになる。
- ・ 士会連はこのことがあるので意見交換のテーブルについている。反対すると協議そのものをやめるというおそれもある。
- ・ 定期講習を受講しないと資格を失うに等しいことになるといふのはおかしい。

【法改正か新法か】

- ・ 立法府の判断に委ねるといことは士会連が納得するかどうかわからない。
- ・ 最初からこの形でやりたいということを立法府に持って行く。
- ・ 士法の名称、目的を変えるということは考えられる。
- ・ 名称をこう変えるというところまで提案しないとけない。

【名称について】

- ・ 名称について次の候補を挙げた。
 - ①建築士及び建築士事務所に関する法律
 - ②建築士及びその業に関する法律
 - ③建築設計及び工事監理その他の業務の適正化に関する法律①、②の2案で提案することとした。

【法の目的について】

- ・ 別紙の「法律の目的」を列挙した資料を検討し、現行建築士法の目的に2の事務所法の目的案をつなげることとした。
「この法律は、建築物の設計、工事監理を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上

に寄与させるとともに、設計・工事監理を行う者の質の向上、設計・工事監理等の契約の適正化をはかることによって、設計・工事監理等の業務の適正な履行を確保し、建築主を保護するとともに、設計・監理業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

○9/25の三会意見交換会について、次のような方針とすることとした。

- ・団体への入会については、三会で意見が平行線であるようであれば提案をやめることとする。
- ・土法改正か新法かについては、両論併記で意見を提出し、受け入れられないようであれば土法の名称、目的も含めての土法改正の方向で検討する。
- ・タイトルを「意見」ではなく「提案」にする。

4. その他

○次回委員会日程 平成25年10月23日(水)

9:30~12:30

※特別委員出席 10:30~12:30

■第5回総務・財務委員会議事概要

日時 平成25年9月20日(金) 13:30~16:30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 宮原克平

副委員長 後藤明夫

委員 栗原信幸、木下賀之、山本康一郎、小西郁吉、井上精二

担当副会長 大内達史

事務局 高津専務理事、前田、千浜、松谷、赤土

欠席者 委員 庄司雅美

議事

(1) 平成25年度日事連建築賞表彰受賞者について

事務局より日事連建築賞受賞者の選定について、資料1によって次の趣旨の報告がなされた。

今年度の日事連建築賞は、8月の全国大会(三重大会)で表彰するため、例年より2カ月ほど前倒しして募集、選考及び表

彰等が実施された。一般建築部門67点、小規模建築部門90点の合計157点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、28単位会から一般建築部門25点、小規模建築部門25点の合計50点の応募がなされた。

選考委員会では現地審査を経て、6月7日の最終選考委員会で受賞作品を決定した。国土交通大臣賞及び日事連会長賞はそれぞれ1作品を、また、優秀賞に一般建築部門及び小規模建築部門からそれぞれ3作品を、奨励賞に一般建築部門及び小規模建築部門からそれぞれ5作品を選定した。

表彰は、8月9日の第37回建築士事務所全国大会(三重大会)で実施した。

(2) 平成25年度年次功労者表彰受賞者について

事務局より平成25年度年次功労者表彰者の決定について、資料2によって次の趣旨の報告がなされた。

表彰規程により、単位会推薦者35名が該当した。なお、各単位会からの推薦人数は原則1名で依頼しているが、北海道会からは理由書が提出され2名となっている。

表彰は、8月9日の第37回建築士事務所全国大会(三重大会)で実施した。

(3) 平成26年度第38回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施会場等について

事務局より、資料3によって次の趣旨の報告がなされた。

財政検討特別委員会での検討結果報告(平成24年11月29日理事会承認)を踏まえ、平成26年度全国大会(東京開催)の参加費、人数及び会場等を調査検討した。

①大会参加費と参加人数の設定について

平成26年度より、地方開催と同様、式典とパーティの参加費を分けることで、大会参加費の適正化を図り、全国大会の収支を改善させるとの方針であったが、9月3日の常任理事会で検討した結果、単位会では、式典とパーティ参加者が同数でセットの方が参加しやすいとの意見があることから、参加費及び具体的な参加人数等については、今後設置される全国大会実行特別委員会にて検討していくこととし、9月13日の理事会で承認された。

②全国大会会場選定及び開催日について

実施会場の面積、全国から集まりやすい立地、式典会場とパーティ会場は同一施設内または近接しており、予約が可能であること。さらに、経費、運営等では、できるだけ昨年よりも会場費等が安価で、建築賞パネル展示のスペースがあり、照明・音響操作、舞台運営等の施設スタッフが整っていることを条件に会場を比較検討した。

以上の条件を満たす会場は、帝国ホテルとグランドプリンスホテル新高輪（国際館パミール）の2会場であり、会場費及び料飲費の見積額では、資料のとおり帝国ホテルがグランドプリンスホテル新高輪に比べ、低額と見込まれている。理事会で協議の結果、実施日及び会場は、平成26年10月3日、帝国ホテルに決定した。

(4) 平成26・27年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

1) 監事のローテーションについて

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成19年11月27日の全国会長会議において、北海道東北ブロック協議会（以下、BL）の意見により、監事3名のうち1名については再任することとし、平成20・21年度より3つのブロック連合で順番に監事を再任する仕組みとした。

北海道東北BLと関東甲信越BLは、交互に監事を選任するため、常に北海道東北BL選出の監事が2期4年務めることになる。東海北陸BLと近畿BLも、同様に、常に東海北陸BL選出の監事が2期4年務めることになる。中四国BLと九州・沖縄BLは、3期連続6年ごとに各ブロックから選出するため、他のブロック連合のような偏りは生じない。

委員からは次のような意見が出された。

- ・単位会の役員改選等で単位会の会長や役員でなくなった者、あるいは日事連の副会長または常任理事等になれる者が、この仕組みにより日事連の監事に就くことを強制される恐れがある。
- ・監事のみ1名留任することの必要性が感じられない。新任

の監事が役割を果たせば良い。

- ・経理については公認会計士及び税理士が関与しており、監事が再任する必要はない。

協議の結果、次の役員改選から、監事3名のうち1名を再任する仕組みをやめる。ただし、選任はブロック連合に任せ、再任は妨げないこととした。

2) 理事の配分が2名以下のブロックから会長が選出された場合、そのブロックからは常任理事を出せなくなるについて

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

理事の配分が2名以下のブロックから会長が選出された場合、残りの1名が副会長となり、そのブロックからは常任理事を出せなくなる。当該ブロックから会長が選出された場合、いかがするか。

委員から次のような意見が出された。

- ・ドント方式の17番目の同一業界内理事の配分を保留し、このような事態になった際に、当該ブロックに配分すれば良い。
- ・同一業界外理事を減らし、同一業界内理事を増やせば良い。
- ・同一業界内理事を増やすと、日事連の旅費負担が増える。

協議の結果、2名以下のブロックから会長が選出された際には、同一業界外理事を1名減らし同一業界内理事を1名増やして、増員した同一業界内理事1名を当該ブロックに配分することとした。

今回の委員会で、役員候補者の推薦手順等のスケジュールを確認し、併せて今回の決定事項を常任理事会に提案することとした。

(5) 単位会向け会員増強に関するアンケート調査結果について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

7月に実施したアンケート調査結果の概要は以下のとおりである。

○平成24年度に具体的に会員増強へ取り組んだか、またその成果は出たか否か

(1) 会員増強活動（46会中）

①実施単位会43会、②未実施単位会3会

(2) 取り組み結果（43会中）

①成果が出ている7会、②成果が少しは出ている21会、③成果が出ていない8会、④不明6会、⑤未回答1会

○成果を上げた主な活動内容

①新規入会者の年会費、入会金の免除、減額 ②講習会受講料、書籍等の販売価格の割引 ③役員、支部長、会員等による、未加入事務所への個別訪問や、新規事務所登録時の勧誘活動等、顔の見える勧誘 ④会員同士の交流イベントを開催し、会員同士の交流の場を提供 ⑤青年部会等を設立し、将来入会しやすい環境を整えた。

○成果を上げられなかった主な理由

①最も多い回答は、事務所協会に入会するメリットが不明瞭、他団体との違いについて十分理解されていない。②①に次いで多い回答は、会費の高さ、不景気、事務所の高齢化、廃業 ③ダイレクトメールのような顔の見えない勧誘活動では、入会に結びつけることが難しかった。

○会員増強にあたり、日事連に望むこと

①単位会の成功事例の情報提供 ②会員増強マニュアルの配布 ③JAAF-MST2013を、ビジュアル的にアピールできるようにしてほしい。④会員がトラブルを抱えた時に、法的に支える環境づくりをしてほしい。

委員から次のような意見が出された。

- ・会員事務所を支援するため、同じ事務所から2人以上講習を受講する場合、2人目以降はテキスト代のみとし、受講料を免除している。
- ・会員増強担当理事を置き、非会員事務所を訪問する等、積極的な入会勧誘活動が成果を上げている。
- ・50歳以下であれば会費無料で入会できる青年部を設置し、将来の会員増を図っている単位会がある。
- ・昨年、規約を変更し、開設者でなくても単位会の行事等に参加できる青年委員会を立ち上げた。正会員が120名程だが、この青年委員会には20数名入会した。
- ・複数の単位会で青年部会等を設置しているが、将来の会員増強に非常に効果的であると思われる。ブロック等で報告して、積極的に各単位会で設置してほしい。

協議の結果、会員増強に関するアンケート調査結果を各単位会に送り、今後の会員増強活動の参考にしてもらうこととした。

(6) 日事連の建築士事務所賠償責任保険の補償の拡充について
事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

建賠保険等調査専門委員会では、建賠保険の加入促進、とりわけ会員事務所の加入促進を図ることが重要と考え、建賠保険の補償内容のより一層の充実として「滅失・破損」を要しない補償の充実並びに会員と非会員の差別化を図ることを主な方針として検討してきた。

今般、以下のとおり、平成26年度より建賠保険の補償内容の拡充を提案する。

(1) 補償の自動付帯

会員にはこのための保険料の値上げは行わない。ただし、非会員は保険料5%アップ、最低保険料3,000円アップとする。

①情報漏えい事故補償

会員のみ付帯 支払限度額3,000万円

②初期対応事故補償

会員・非会員ともに付帯 支払限度額100万円

③訴訟対応費用補償

会員・非会員ともに付帯 支払限度額100万円

(2) オプションプランとして特約を追加

会員のみが加入できる特約として、「滅失・破損」を要しない以下の特約を追加する。会員優遇策としての特約であるので特約保険料についてはできる限りの配慮を行った。

①構造設計業務ミスによる構造基準未達時損害賠償事故補償

支払限度額は、建賠保険料の支払限度額の15%

②建築基準法等における基準未達

支払限度額は、建賠保険料の支払限度額の10%

③建物調査業務賠償事故補償

支払限度額5,000万円

この制度を維持するためには、特約への多くの加入が必要とされていることから、今後より一層の会員の建賠保険への

加入促進、特約への加入促進を図り、事務所の保護、消費者の保護を図っていく必要がある。また、建賠保険の新たな補償拡充等を会員事務所へ周知するとともに、非会員事務所についてもこの補償の拡充を機に入会促進が見込まれるため、建賠保険加入促進リーフレットを、単位会、各種講習会等で配布し、ホームページ、会誌等でもPRしていく。今後、業務・技術委員会、常任理事会及び理事会の議を経て、12月の全国会長会議で報告し、12月中に建賠保険パンフレットを作成、1月に新しい補償制度に基づく継続加入依頼書及び募集帳票を発送する予定である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 耐震診断調査の偽装事件報道に関連した会員事務所の適正な執行について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

先般、茨城県の小学校の耐震工事で、市から耐震診断調査を請け負った事務所が、実際には調査していないのに架空の診断書と第三者機関の証明書類を偽造していたとの新聞報道がなされた。報道によれば、診断に必要な構造計算をせずに調査報告書及び県建築センターの判定書を偽造し、市に提出していたものである。同事務所は単位会の会員であったが、新聞報道がなされる前に退会届を提出し理事会で退会を認められていた。この事案は、社会的に許されないことであり、また、自律的な監督体制の強化を標榜する本会としては看過できない問題である。

常任理事会で協議した結果、単位会へは資料のとおり、再発防止の注意喚起の文書を9月6日付けで発信した。

協議の結果、単位会でこのような事案にどう対応されているかを把握するため、会員の退会規定等について、アンケート調査を実施することとした。

次回委員会開催予定

平成25年11月18日(月) 13:30～16:30

(配付資料)

資料1:平成25年度日事連建築賞表彰受賞作品

資料2:平成25年度年次功労者表彰受賞者の決定について

資料3:平成26年度第38回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施会場等について

資料4:役員候補者の推薦手順と選任方法について

資料5:単位会向け会員増強に関するアンケート調査結果概要

資料6:建築士事務所賠償責任保険の補償の拡充について

資料7:耐震診断調査の偽装事件報道に関連して会員事務所の適正な執行について(依頼)

■第4回広報・渉外委員会議事概要

日時 平成25年10月15日(火) 14:30～16:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・上原 伸一

委員・高橋 清秋、池田 修平、中元 伸夫、高橋 宏、

丸川眞太郎

事務局 前田敏明、戸谷泰子、三浦知子

欠席 担当副会長・西村 武、委員・上妻 建生

<配付資料>

資料1:平成25年度上半期事業報告(案)

資料2-1:平成25年度共同要望運動の実施について

資料2-2:今後の共同要望運動について

資料3:平成25年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料4:会誌「日事連」のカラーページを増やすことについての検討

資料5:平成25年度「日事連」台割表

参考1-1:平成25年度の地方公共団体等への共同要望運動の実施について(協力依頼)

参考1-2:平成25年度共同要望運動実施結果報告書

参考1-3:平成25年度要望書

参考2:平成25年度建築士事務所キャンペーン事業の実施について

議事

1. 平成25年度上半期事業報告(案)について

事務局から資料1により、平成25年度上半期事業報告

(案)について説明をし、諮ったところ、了承された。

2. 平成25年度及び今後の共同要望運動について

事務局から資料2-1により、平成25年度共同要望運動の実施状況について報告を行った後、資料2-2により6月19日開催の全国会長会議における、要望項目の削除等の取り扱いに関する質疑について説明し、今後の共同要望運動における電子データの取り扱い(日事連作成要望項目の削除、独自要望項目の追加)について協議した。

協議の結果、どの程度の単位会が要望項目の削除・追加をしているか実情を把握するため、要望運動実施後に提出を依頼している、実施結果報告書の[5. 電子データ(PDF)について]の回答項目に削除した理由と、単位会独自の項目の記載を追加し、あらためて単位会に対し報告依頼することとした。

また、その集計結果を踏まえ、次回委員会において来年度の電子データの取り扱いについて、方針を決定することとした。

さらに、平成26年度の要望項目について、事務局より各委員にブロック内での意見をまとめてもらうアンケート用紙を送付し、次回委員会にて検討することとした。

3. 平成25年度建築士事務所キャンペーン事業について(報告)

事務局から資料3により、平成25年度建築士事務所キャンペーン事業の実施状況について報告を行った。

委員から、実施要項等に記載してあるキャンペーンのイベント内容(相談会・セミナー)は必ず実施しなければならないのかという質問があり、キャンペーンの趣旨に沿うものであれば単位会で決定して構わない旨の回答がなされた。

4. 会誌「日事連」のカラーページを増やすことについての検討

事務局から資料4により、会誌編集専門委員会で検討された、会誌「日事連」のカラーページを平成26年1月号より8ページから16ページに増やすことについての説明をし、諮ったところ、了承された。

5. 会誌編集専門委員会報告

①会誌編集専門委員会委員が以下のとおり変更された旨、報告があった。

旧委員 芝田義治(東京会) → 新委員 石渡慎一(東京会)

② 会誌「日事連」報告

事務局から資料5により、今後掲載予定の会誌「日事連」の特集・掲載記事等について報告を行った。

6. その他

下記のとおり意見交換を行った。

・建築士事務所法について会誌にもっと掲載してほしい。一般会員に状況を知らせないと意識が薄れてくる。

→理事会・常任理事会報告にはなるべく掲載するようには心がけているが、他団体との協議は調整中であり難しい面がある。

・会誌の記事を読み設問に回答することによるCPD単位の取得を、将来的に考えてはどうか。

・以前は会誌に会員増強の取り組みを連続して掲載していたが、今は単位会だよりになっているので、もっと会員増強の取り組みを続けて記事にするべきではないか。

→以前に掲載した記事も単位会だよりの中での会員増強の活動の紹介であった。この1年で2度ほど住宅ローン金利の優遇協定について一覧で紹介はしたが、掲載の方法や回数等、会員増強についての情報提供をより頻繁に適切に行っていくよう努めたい。

・日事連のホームページに掲載してある「組織図」の見直しをしてはどうか。

次回委員会

平成26年1月30日(木) 14:00~16:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成25年

11月18日 総務・財務委員会

- 11月19日 財政検討特別委員会
- 20日 正副会長会
常任理事会
- 22日 五会会長会議
- 28日 日事政研役員会
通常理事会
- 29日 建賠保険等調査専門委員会
- 12月 2日 東日本大震災対策本部会議
- 3日 会誌編集専門委員会
- 5日 政研フォーラム
全国会長会議
- 6日 自民党建築設計議員連盟総会
- 12日 全国大会運営特別委員会